

◆「土木工事書類作成マニュアル(令和5年3月版)」改訂箇所の新旧対比表

番号	現行版「土木工事書類作成マニュアル(令和4年3月版)」				改訂版「土木工事書類作成マニュアル(令和5年3月版)」			変更の概要、理由など
	現行のページ	項目	現行の記載内容		改訂版のページ	項目	改訂後の記載内容	
1	全体	共通仕様書の引用等	共通仕様書第〇編第〇章 〇-〇-〇-〇など	→	全体	共通仕様書の引用等	土木工事 共通仕様書第〇編第〇章 〇-〇-〇-〇など	表現の修正や土木工事共通仕様書の改定に伴う条項の見直し
2	序文[3]	4. 本マニュアルに掲載している様式	四国地方整備局ホームページ(http://www.skr.mlit.go.jp/)「企画部」→「技術管理」→「②工事監督・検査関係」→「工事関係書類の標準様式」	→	序文[3]	4. 本マニュアルに掲載している様式	四国地方整備局ホームページ(http://www.skr.mlit.go.jp/etc/kouji/02_koujikantoku.html)「企画部」→「技術管理」→「②工事監督・検査関係」→「 2. 工事関係書類 」→「 別添2 工事関係書類の標準様式 」及び「 工事請負関係様式集(四国地方整備局オリジナル) 」	分かり易く文言の修正
3	序文[3]	5. 工事情報共有システム	工事情報共有システムは、「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン(国土交通省大臣官房技術調査課)」(最新版による)を活用するものとし、システムの選定については、事前にメール等で調整し、その結果を工事情報共有システムを用いて、協議→承諾で対応するものとする。	→	序文[3]	5. 工事情報共有システム	工事情報共有システムは、「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン(国土交通省大臣官房技術調査課)」(最新版による)に 基づき実施し、実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。 なお、システムの選定については、事前にメール等で調整し、その結果を工事情報共有システムを用いて、協議→承諾で対応するものとする。	特記仕様書の記載に合わせ、文言を修正
4	序文[4]~[8]	工事関係書類一覧表	一覧表全体	→	序文[4]~[8]	工事関係書類一覧表	一覧表全体	一覧表の全面見直し
5	序文[9]~[10]	土木工事における受発注者の業務効率化の推進について	説明資料	→	添-29~31	土木工事における受発注者の業務効率化の推進について	説明資料	序文から巻末の添付資料へ移動
5	-	目次	目次全体	→	-	目次	目次全体	改訂に伴うページ数の更新等
6	1	1-1-1 施工計画書作成の要点	…「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定しており、次の事項について記載する必要がある。	→	1	1-1-1 施工計画書作成の要点	…「受注者は、工事着手前 または施工方法が確定した時期 に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定しており、次の事項について記載する必要がある。	土木工事共通仕様書の記載に合わせ、記述を修正
7	3	(3)現場組織表	-	→	3	(3)現場組織表	また、国土交通省関係調達においては適切な情報管理を行う必要があるため、発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない非公表情報を取り扱う場合は、施工計画書の現場組織表において、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を掲載し、発注者の同意を得る必要がある。 なお、情報管理責任者は、本工事において情報取扱いの全てに責任を有する者、情報取扱管理者は、本工事の進捗状況などの管理を行う者で、本工事で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者、業務従事者は、本工事で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者をそれぞれ記載する。	情報取扱者名簿及び情報管理体制図において、制度の趣旨、責任者・管理者・従事者の要検等を追記
8	9	(8)施工管理計画 5)段階確認(施工状況把握)、材料確認	5)段階確認(施工状況把握)、材料確認	→	9	(8)施工管理計画 5)段階確認、 (施工状況把握) 、材料確認	5)段階確認、 施工状況把握 、材料確認	段階確認と施工状況把握を分けて整理
9	17	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図 (2)施工体制台帳及び施工体系図の作成方法	○配置技術者等が資格を有することを証する書面(監理技術者資格者証、合格証明書等) ○配置技術者の雇用関係を証明できるものの写し(健康保険証等の写し)	→	17	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図 (2)施工体制台帳及び施工体系図の作成方法	○ 元請 の配置技術者等が資格を有することを証する書面(監理技術者資格者証、合格証明書等) ○ 元請 の配置技術者の雇用関係を証明できるものの写し(健康保険証等の写し)	施工体制台帳に添付すべき書類として、配置技術者等の資格および雇用関係を証明できるものの写しについては、分かり易く元請と追記
10	18	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図 (2)施工体制台帳及び施工体系図の作成方法	※ 建設業法の改正に伴い、施工体制台帳及び再下請負通知書に記載すべき内容が変更となっているため…	→	18	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図 (2)施工体制台帳及び施工体系図の作成方法	※ 建設業法の改正に伴い、施工体制台帳及び再下請負通知書に記載すべき内容が変更となっている 場合がある ため…	誤字の修正

◆「土木工事書類作成マニュアル(令和5年3月版)」改訂箇所の新旧対比表

番号	現行版「土木工事書類作成マニュアル(令和4年3月版)」				改訂版「土木工事書類作成マニュアル(令和5年3月版)」			変更の概要、理由など								
	現行のページ	項目	現行の記載内容		改訂版のページ	項目	改訂後の記載内容									
11	19	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図 (5) 様式	<p>施工体制台帳 施工体系図 再下請通知書 作業員名簿(※旧の作成例) 施工体制台帳等のチェックリスト 様式の電子データについては、以下の国土交通省ホームページに作成例が転載されております。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html</p> <p>ただし、作業員名簿については、令和3年11月22日に一部改正されているため、当マニュアルに転載している作成例(様式-6)を参照のこと。 なお、当作成例は、建設業法上必要な情報のみの記載としている。当様式例以外(CCUS等)により提出される場合の個人情報保護目的のマスクング等は、受注者(提出者)により行うものとする。</p>	→	19	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図 (5) 様式	<p>施工体制台帳 施工体系図 再下請通知書 作業員名簿(※旧の作成例) 施工体制台帳等のチェックリスト 上記様式の電子データについては、以下の国土交通省ホームページに作成例が転載されております。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html</p> <p>なお、当マニュアルに掲載している作業員名簿の様式例(様式-6)は、建設業法上必要な情報のみの記載としている。当様式例以外(CCUS等)により提出される場合の個人情報保護目的のマスクング等は、受注者(提出者)により行うものとする。</p>	分かり易く文言の修正								
12	21	1-4 工事測量成果表	<p>受注者は、仮BM(仮座標点)の設置に係わる測量結果を監督職員へ提出する。また、設計図書に示されている数値と測量結果に差異が生じた場合は、測量結果を監督職員に提出するものとし、設計図書に示されている数値と差異がなかった場合には、測量結果を監督職員へ提示でよい。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">測量結果の提出・提示の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮BM(仮座標点)</td> <td>提出</td> </tr> <tr> <td>差異がある</td> <td>提出</td> </tr> <tr> <td>差異がない</td> <td>提示</td> </tr> </tbody> </table>	測量結果の提出・提示の別		仮BM(仮座標点)	提出	差異がある	提出	差異がない	提示	→	21	1-4 工事測量成果表	<p>受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異が生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない(土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-1-39)。</p>	土木工事共通仕様書の記載に合わせ、記述を修正
測量結果の提出・提示の別																
仮BM(仮座標点)	提出															
差異がある	提出															
差異がない	提示															
13	28	1-8 請負代金内訳書	<p>また、受注者は、請負代金内訳書の作成に際して、監督職員が貸与する電子データに必要事項を入力するものとする。監督職員への提出は、入力済みの電子データを提出する。</p>	→	28	1-8 請負代金内訳書	<p>また、受注者は、請負代金内訳書の作成に際して、発注者(契約担当課)が貸与する電子データに必要事項を入力するものとする。発注者(契約担当課)への提出は、入力済みの電子データを提出する。</p>	工事関係書類一覧表と整合								
14	36	(3) 工事関係書類の標準様式	<p>(2) 工事打合せ簿等(材料確認書、段階確認書、確認・立会依頼書)の電子メールによる提出 電子メールにより書類のやりとりを行う場合は、工事打合せ簿(指示、協議、承諾は除く)、材料確認書、段階確認書、確認・立会書の書類の提出について、電子メールで提出できるものとする。 なお、電子メールを利用する場合の詳細については、本マニュアル添付資料・添-45頁～「工事打合せ簿等の電子メール実施要領」によるものとする。</p> <p>(3) 工事関係書類の標準様式 打合せ簿の他、工事書類の各様式については、下記電子データを使用する。 工事関係書類の標準様式は、「四国地方整備局ホームページ」→「企画部」→「技術管理」→「②工事監督・検査関係」→「工事関係書類の標準様式」 http://www.mlit.go.jp/common/001261261.xlsx</p> <p>それ以外の様式は、「四国地方整備局ホームページ」→「企画部」→「技術管理」→「②工事監督・検査関係」→「工事請負関係様式集(四国地方整備局オリジナル)」 (※維持工事指示書、維持工事完了報告書の様式はこちら。) http://www.skr.mlit.go.jp/etc/ukeoi/index.htm</p>	→	36	(3) 工事関係書類の標準様式	<p>(2) 工事打合せ簿等(材料確認書、段階確認書、確認・立会依頼書)の電子メールによる提出 電子メールにより書類のやりとりを行う場合は、工事打合せ簿(指示、協議、承諾は除く)、材料確認書、段階確認書、確認・立会書の書類の提出について、電子メールで提出できるものとする。 なお、電子メールを利用する場合の詳細については、本マニュアル添付資料・添-45頁～「工事打合せ簿等の電子メール実施要領」によるものとする。</p> <p>(2) 工事関係書類の標準様式 打合せ簿の他、工事書類の各様式については、下記電子データを使用する。 工事関係書類の標準様式は、「四国地方整備局ホームページ」→「企画部」→「技術管理」→「②工事監督・検査関係」→「2. 工事関係書類」→「別添1、別添2」 http://www.mlit.go.jp/common/001261261.xlsx</p> <p>それ以外の様式は、「四国地方整備局ホームページ」→「企画部」→「技術管理」→「②工事監督・検査関係」→「2. 工事関係書類」→「工事請負関係様式集(四国地方整備局オリジナル)」 (※維持工事指示書、維持工事完了報告書の様式はこちら。) http://www.skr.mlit.go.jp/etc/kouji/02_koujikantoku.html</p>	<p>工事情報共有システム(ASP)の使用の原則化により、工事打合せ簿等の電子メールによる提出は削除</p> <p>分かり易く文言の修正</p>								
15	45	2-2-1 再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)	-	→	45	2-2-1 再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)	<p>また、建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すると、現場揭示様式「再生資源利用(促進)計画書-現場揭示用-」を印刷することができる。</p>	再生資源利用(促進)計画書の現場揭示用について追記								

◆「土木工事書類作成マニュアル(令和5年3月版)」改訂箇所の新旧対比表

番号	現行版「土木工事書類作成マニュアル(令和4年3月版)」				改訂版「土木工事書類作成マニュアル(令和5年3月版)」			変更の概要、理由など
	現行のページ	項目	現行の記載内容		改訂版のページ	項目	改訂後の記載内容	
16	45	2-2-1再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)	土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-1-19建設副産物より (1)受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 (2)受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 (3)受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	→	45	2-2-1再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)	土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-1-19建設副産物より (1)受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (2)受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。	土木工事共通仕様書の改定により修正
17	55-56	地下埋設物確認書	埋設物:なし	→	55-56	地下埋設物確認書	埋設物:なし	埋設されている例に、「埋設物:なし」と記載していたため、「なし」を削除 また、記載例の未記入欄についても、埋設物の「なし」を削除
18	60	2-6段階確認書(施工状況把握)	2-6段階確認書(施工状況把握)	→	60	2-6段階確認書(施工状況把握)	2-6段階確認書(施工状況把握)	段階確認と施工状況把握を分けて整理
19	61	様式-11	施工状況把握については、当面の間、当様式を準用する。	→	61	様式-11	施工状況把握については、当面の間、当様式を準用する。	段階確認願の様式を準用して実施することとしていたが、省力化のため、週間工程表等で確認することとし、従来どおり、記録を残す形に修正
20	65	施工状況把握	-	→	65	2-7施工状況把握	監督職員等は、主要な工程について、「施工状況把握一覧」に基づき、適宜臨場等により把握を行い、別紙「施工状況把握一覧表」に記録する(土木工事監督技術基準(案))。	施工状況把握の項目を新に設定
21	66	施工状況把握	-	→	66	2-7施工状況把握	施工状況把握一覧表の作成例を追加	施工状況把握一覧表(作成例)を追加
22	70	【参考】監督職員の確認を要する事項(土木工事共通仕様書より)	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法(平成26年6月改正 法律第69号)に基づくものでなければならない。	→	71	【参考】監督職員の確認を要する事項(土木工事共通仕様書より)	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法(令和元年12月改正 法律第62号)に基づくものでなければならない。	土木工事共通仕様書の記載に合わせ、記述を修正
23	75	2-8休日・夜間作業届(現道上の工事のみ)	現道上の工事で休日・夜間作業届けを提出する場合は、工事打合せ簿に「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」を記述することを基本とし、工事情報共有システムの利用もしくは、電子メールで提出できるものとする。(本マニュアル添付資料・添-52頁～「工事打合せ簿等の電子メール実施要領」を参照)	→	76	2-9休日・夜間作業届(現道上の工事のみ)	現道上の工事で休日・夜間作業届けを提出する場合は、工事打合せ簿に「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」を記述することを基本とし、工事情報共有システムに依る利用もしくは、電子メールで提出できるものとする。(本マニュアル添付資料・添-52頁～「工事打合せ簿等の電子メール実施要領」を参照)	工事情報共有システム(ASP)の使用の原則化により、工事打合せ簿等の電子メールによる提出は削除
24	76	3-1-1安全教育訓練	このため、共通仕様書1-1-1-27で「受注者は、工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上以上の時間を割当て、実施内容を選択し、定期的に安全・訓練等を実施しなければならない。」と規定している。 (2)実施対象の項目	→	77	3-1-1安全教育訓練	このため、土木工事共通仕様書1-1-1-28で「受注者は、工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上以上の時間を割当て、実施内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。」と規定している。 なお、作業員全員の参加が困難な場合や工程等により分割する方が効果的な場合などは、複数回に分けて実施することも可能とする。 (2)実施内容の項目	土木工事共通仕様書の記載に合わせ、記述を修正 複数回に分けた場合の記述を追加 文言の修正
25	79-80	事故発生報告書(第〇報)	様式	→	80-81	事故発生報告書(第〇報)	様式の修正	様式の見直しによる修正

◆「土木工事書類作成マニュアル(令和5年3月版)」改訂箇所の新旧対比表

番号	現行版「土木工事書類作成マニュアル(令和4年3月版)」				改訂版「土木工事書類作成マニュアル(令和5年3月版)」			変更の概要、理由など
	現行のページ	項目	現行の記載内容		改訂版のページ	項目	改訂後の記載内容	
26	87	5-1品質管理 (5)品質管理資料提出に関する留意点	1)品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。 ①品質管理図表(様式-32) ※測定結果総括表、測定結果一覧表、工程能力図、ヒストグラムについては品質管理図表にて代用可能なことから、単独での様式の作成・提出は不要とする。	→	88	5-1品質管理 (5)品質管理資料提出に関する留意点	1)品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。 ・品質管理図表(様式-32) —※測定結果総括表、測定結果一覧表、工程能力図、ヒストグラムについては品質管理図表にて代用可能なことから、単独での様式の作成・提出は不要とする。	分かり易く文言の修正
27	87	5-1品質管理 (6)様式	2)コンクリート中の塩分測定表(様式-99) 塩化物総量規制に基づき、コンクリートの塩分測定の結果を示す表 ※測定結果総括表、測定結果一覧表、工程能力図、ヒストグラムについては品質管理図表(様式-32)にて代用可能なことから、その他は単独での様式の作成・提出は不要とする。	→	88	5-1品質管理 (6)様式	2)コンクリート中の塩分測定表(様式-99) 塩化物総量規制に基づき、コンクリートの塩分測定の結果を示す表 ※測定結果総括表、測定結果一覧表、工程能力図、ヒストグラムについては品質管理図表(様式-32)にて代用可能なことから、その他は単独での様式の作成・提出は不要とする。 ※様式-99について、品質管理図表(様式-32)にて代用する場合は、作成・提出は不要とする。	分かり易く文言の修正
28	92	様式-99	主任監督員氏名 監督員氏名	→	93	様式-99	受注者名 現場代理人名	誤字の修正
29	117	7-1検査関係書類一覧表	・参照ページ全体	→	118	7-1検査関係書類一覧表	・参照ページ全体 ・(※検査結果通知書でも可)	改訂に伴うページ数の更新 全国版の新検査支援サブシステムによる対応により追記
30	131	7-4中間技術検査	中間技術検査確認通知書 →作成主体:発注者	→	132	7-4中間技術検査	中間技術検査対象範囲図 →作成主体:受注者	見直しによる修正
31	132	7-5既済部分検査	検査合格通知書	→	133	7-5既済部分検査	検査合格通知書 (※検査結果通知書でも可)	全国版の新検査支援サブシステムによる対応により追記
32	151	様式-34(1)	・若手や情勢技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組み 等	→	152	様式-34(1)	・若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組み 等	誤字の修正
33	159	(1)成果品	受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。 なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」 http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/ において公開している「工事完成図書に係わるDTD、XML記入例」を利用することとし、……	→	160	(1)成果品	受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。 また、納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする(土木工事共通仕様書1-1-1-2)。 ただし、工事写真については、オンライン電子納品の対象としないため、別途電子媒体(1部)に格納し監督職員に提出する。 なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省CALS/EC-「電子納品に関する要領・基準サイト」/DTD.XML記入例」サイト(http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/)において公開している「工事完成図書に係わるDTD、XML記入例」を利用することとし、……	オンライン電子納品に関する内容を追記
34	159-160	(2)道路工事完成図等の電子成果品	受注者は、設計図書において道路工事完成図、道路橋維持管理資料、橋梁補修・補強工事調書等の作成対象工事と明示された場合、「道路工事完成図等作成要領(国土技術政策総合研究所資料)」に基づく他、下記により、電子成果品を作成しなければならない。 1)…… 2)…… 3)橋梁補修・補強工事調書(費用は率計上) 「補修・補強工事調書の記入要領(案)H16.4」に基づき、橋梁毎に作成すること。 4)舗装工事データ記入シート(費用は率計上) 舗装道路台帳作成時には、別途監督職員が通知する様式にて作成すること。 (※データ入力は、原則として施工延長が連続して20m以上を対象とする。ただし、橋面補修等道路構造物に関する工事は15m以上を対象とする。)	→	160-161	(2)道路工事完成図等の電子成果品	受注者は、設計図書において道路工事完成図、道路橋維持管理資料、 橋梁補修・補強工事調書 等の作成対象工事と明示された場合、「道路工事完成図等作成要領(国土技術政策総合研究所資料)」に基づく他、下記により、電子成果品を作成しなければならない。 1)…… 2)…… 3)橋梁補修・補強工事調書(費用は率計上) 「補修・補強工事調書の記入要領(案)H16.4」に基づき、橋梁毎に作成すること。 4)舗装工事データ記入シート(費用は率計上) —舗装道路台帳作成時には、別途監督職員が通知する様式にて作成すること。 —(※データ入力は、原則として施工延長が連続して20m以上を対象とする。ただし、橋面補修等道路構造物に関する工事は15m以上を対象とする。)	全国道路施設点検データベースの運用開始により、削除

